

総合支援資金

1. 総合支援資金とは

失業等により生計の維持が困難になった世帯に、生活再建のための継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援することを目的としています。

※事前に、他法・他制度(雇用施策・年金など)の具体的な検討又は申請が必要です。

※生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等の利用申込を行い、自立相談支援機関及び貸付機関等関係機関による継続的な支援を受けることに同意が必要です。

2. 総合支援資金の内容

資金の種類	資金 使 途	貸付限度額/送金方法等
生活支援費	<p>生活再建までの間に必要な生活費用 貸付金額は、失業(減収)前の収入を勘案した必要最少限の生活費</p> <p>◆貸付対象とならない主な経費 「住宅支援給付」で支給される家賃相当額、保険料・共済費、租税公課、債務の返済費用等</p> <p>貸付期間は原則3か月以内 ※就職に向けた活動を誠実に継続している場合等は、最長12か月の延長申請(3か月ごとに3回)が可能です</p>	<p>(2人以上の世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内</p> <p>◆送金方法 ひと月ごとの分割送金 2回目以降の送金は、毎月第4金曜日に送金 ※生活支援費の貸付中は、毎月第1金曜日までに市区町社協に求職活動状況の報告が必要です。報告がない場合は、その月の送金を停止します</p>
住宅入居費	<p>敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</p> <p>①敷金・礼金等(駐車場の敷金は対象外) ②入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費 ③不動産仲介手数料 ④火災保険料 ⑤入居保証料 ⑥雇用促進住宅更新手数料 等</p>	<p>40万円以内</p> <p>◆送金方法 申請時に借用書を併せて提出。貸付が決定後、不動産業者等が指定する金融機関の口座へ直接送金</p>
一時生活再建費	<p>生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用</p> <p>①新たに就業するために必要な支度費(被服・履物等)、技能習得費(授業料・教科書代・交通費・運転免許取得費用等)で、就職に結びつく見込みがあることが必要 ※運転免許取得費用は、既に就職が内定しており、車の使用が条件になっている場合又は地域の交通事情(1日に数本しか便がない)等により、車がないと求職活動が困難な場合に限りです</p> <p>②やむを得ず転居の必要性がある場合や住居喪失者の入居にかかる引越費用・家具什器等</p> <p>③公共料金等を滞納している場合で、滞納している料金を支払わなければ、退去させられる、電気・ガス・水道・電話が止められるなど著しい困難が生じる場合の滞納分の支払いに必要な費用</p> <p>④債務を整理するために必要な費用 ※家計相談支援機関及び専門機関による支援を受けながら、自己破産によらない方法(任意整理、特定調停)で債務整理を行う場合に限り(裁判所への予納金は貸付対象外です) ※債務整理のための借り換え資金は除きます ※法テラスによる支援が可能な場合は、その支援が優先となります</p>	<p>60万円以内</p> <p>◆送金方法 貸付決定後、県社協が借用書を受理してから、本人又は業者等が指定する金融機関の口座へ送金</p>

◆据置期間…原則として、貸付期間終了後3か月以内

ただし、住宅入居費と一時生活再建費については、生活支援費と併せて借りている場合、生活支援費の最終貸付月から3か月以内

◆償還期間…据置期間経過後10年以内

ただし、原則として65歳までに償還が完了できること

◆貸付利子…連帯保証人がいる場合は、無利子

連帯保証人がいない場合は、年1.5%

3. 貸付対象 ※次のいずれの条件にも該当する世帯が対象となります。

- (1)失業等により生計の維持が困難となった低所得者世帯であること
- (2)現に住居を有していること。あるいは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- (3)就労(又は収入が増加)することが可能な状態にあり、それに向けて努力をしていること
※原則として、ハローワークへの求職申込みを行い、お住まいの地域の市区町社協及び関係機関からの継続的支援を受けることに同意していること
- (4)就労(又は収入が増加)することにより、自立が見込まれ、償還が見込めること
- (5)雇用保険、年金等の他の公的給付又は公的貸付を受けることができないこと
- (6)原則として、申請時の年齢が20歳以上60歳未満であること
- (7)生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等の利用申請を行い、自立相談支援機関及び貸付機関等関係機関による継続的な支援を受けることに同意していること

◆貸付対象とならない主な事例

- 失業手当又は職業訓練受講給付金を受給又は受給資格がある場合（給付制限がある場合を含む）
- 借入希望者が年金を受給している場合（金額の多少にかかわらず）
- 住居確保給付金を受給可能であるが、申請をしていない場合（家主に知られたくないため申請しない等）
- 生活保護を受給又は申請している場合
- 特別な事情がないにもかかわらず、離職から2年を経過している場合
- 病気療養中等のため求職活動が困難である場合
- 自営業者（別の就業を考えている場合は除く）等

4. 借入相談・申請窓口

借入を希望される場合は、お住まいの地域の市区町社協に相談してください。

社協職員が、あなたやあなたのご家族の状況・収入・支出・負債等について、詳しくお聞きします。そのうえで、希望される貸付の要件や借入後の償還見込み等について確認を行います。

借入の申請にあたっては、「自立計画書」等のほか、「住民票（世帯全員分）の写し」や「求職申込・雇用施策利用状況確認票」、「住居確保給付金支給申請書等の写し」等の書類の提出が必要です。

5. 原則として連帯保証人が1人必要です

連帯保証人がいない場合でも申請は可能ですが、貸付審査は連帯保証人の有無も含めて総合的に判断されます。

6. 貸付には審査があります

お住まいの地域の市区町社協で書類等を確認後、申請を受理し、県社協（及び「生活福祉資金運営委員会」）において、資金の貸付の必要性、借入金額の妥当性、償還並びに自立の見込み等を総合的に審査し、貸付の適否を判断します。

審査の結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。この場合、審査の内容についてはお答えしませんので、あらかじめご了解ください。

7. 資金交付（送金）について

貸付決定後、県社協が借入書及び契約時に必要な書類を受理してから、1週間を目安に本人の指定口座、又は直接支払業者の口座に送金します。資金種類ごとの送金方法は表面の表中にある「送金方法」を参照してください。

※原則として、送金口座は償還金の口座振替が可能な金融機関（広島銀行・ゆうちょ銀行・JA・みじ銀行のいずれか）としてください。

8. 貸付後の確認等について

貸付後、資金の種類によっては、資金用途を確認するための領収書等の提出が必要です。

虚偽による申請又は不正な手段により貸付けを受けた場合、借り受けた資金の用途をみだりに変更した場合や、資金用途以外に流用した場合は、資金の全額（又は一部）を直ちに返還していただきます。

9. 償還について

償還計画に基づき、原則として毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替による償還となります。償還期限を過ぎると、元金残高に対して年5%の延滞利子が発生します。

※口座振替がむずかしい特別な事情がある場合は、相談してください。

10. 生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ先

(社福)広島県社会福祉協議会 / 生活支援課

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館) / TEL(082)254-3413